

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の公表について

当法人の男女の賃金の差異について公表いたします。

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	85.5%
正規労働者	67.0%
非正規労働者	76.8%

賃金:基本給、諸手当、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職金、通勤手当を除く。

正規労働者:期間の定めがない職員、嘱託職員を含む。

非正規労働者:パートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員は除く。

対象期間:令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

差異についての補足説明

給与水準の高い男性医師が多いため、格差が生じていると考えられる。

<労働者に占める女性労働者の割合>

全ての労働者	61.9%
正規労働者	74.2%
非正規労働者	39.9%

非正規労働者の中で、男性の非常勤医師が多くなっている。

<職業生活と家庭生活との両立>

労働者の一月当たりの平均残業時間:7.1時間